大村市政だより

発行所　長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所　つじ印刷所
定価　一部五円

分担金徴収条例の公聴会開催についてお知らせ

大村市議会九月定例会に提出されました別記の大村市営土地改良事業分担金徴収条例は現在経済委員会に付託され閉会中の継続審査となっておりますが、分担金徴収条例の制定については地方自治法第二百十七条第三項により委員会において公述人を選定し予め公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴かなければならないことになっておりますので、このことについて次のとおり公示されております。

なお問合せの際は大村市議会事務局（電話八二八番）まで御連絡下さい。（議会事務局）

公聴会公示

大村市議会経済委員会公聴会開催について

大村市議会経済委員会は左記の要領により公聴会を開きますから意見を申し述べたい方は申し出て下さい。

記

一、案件　大村市営土地改良事業分担金徴収条例制定について（条例案は別記）
二、日時　昭和三十四年十二月三日午後一時
三、場所　大村市議会議場
四、申出場所　大村市二五〇番地大村市議会事務局気付
五、申出方法　住所、氏名、職業、年令明記の上意見を述べようとする理由（公聴会の公述人として真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者であることを証するに足る事実又は事情）及び問題に対する賛否を文書で申し出ること
六、申出期限　昭和三十四年十一月二十六日
七、公述人の選定及び通知　申し出られた方の中から委員会で選定の上通知します。
八、実費弁償　公述人には条例で定めるところにより出席当日の日当等実費を弁償します。

昭和三十四年十一月十日
大村市議会議長　森　周　作

第七十五号議案
大村市営土地改良事業分担金徴収条例

（目的）
第一条　この条例は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十七条の規定に基き大村市営土地改良事業分担金徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第二条　この条例において土地改良事業とは左に掲げる事業であって関係面積一団地おおむね一ヘクタール以上の農地をいう。
一、がんかい排水施設、農業用道路、その他農地の保全、又は利用上必要な施設の新設、管理廃止又は変更。
二、区画整理
三、開田又は開畑
四、埋立又は干拓
五、その他農地の改良又は保全のため必要な事業

（徴収の範囲）
第三条　前条の分担金は当該事業によって利益を受ける者（以下「受益者」という）で事業の施行にかゝる地域内にある土地につき土地改良法第三条に規定する資格を有するものから徴収する。但し分担金納入義務者に移動を生じた場合にはあらたに受益者となったものが分担金納付の義務を負わなければならない。

（分担金）
第四条　この条例に基く受益者分担金の総額は各年度毎に当該事業に要する経費にたいし事業別に次の表のとおりとす。（表は別項）

（分担金の決定）
第五条　受益者より徴収すべき分担金の額は市長が定める。
2、前項の分担金の額を定めるにあたっては当該事業施行にかゝる地域内にある土地の利益を勘案しなければならない。
3、一項の規定により徴収した額が事業費の精算額を超えるときは超過額を還付し不足するときはこれを追徴する。

（分担金の納付）
第六条　分担金は納額告知書により所定の期日までに当該年度分を一度に納付しなければならない。但し市長が特に必要があると認めたときは分割して納付することができる。

（分担金の減免等）
第七条　市長は天災その他特に事情がある場合に限り議会の承認を経て分担金の徴収を猶予し又は分担金を減免することができる。

（徴収方法）
第八条　この条例に定めるもの〻外、分担金の徴収に関しては市税徴収の例による。

（委任）
第九条　この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附則
この条例は公布の日から施行する。
昭和三十四年九月二十九日提出
大村市長　大村純毅

事業名	国県補助事業 分担率	融資事業 分担率	単独事業 分担率
かんがい排水	十分の九以内	十分の八以内	十分の六以内
機械用水	十分の九以内	十分の八以内	十分の七以内
区画整理	十分の九、五以内	十分の九以内	十分の七、五以内
暗渠排水	十分の九、五以内	十分の九以内	十分の七、五以内
客土	十分の九、五以内	十分の九以内	十分の七、五以内
農道	十分の九以内	十分の八以内	十分の七以内
その他の事業	十分の九以内	十分の八以内	十分の八以内

お知らせ

予託お米の売渡し

県のお知らせで本年度にできた米の売渡し最終期限が、昭和三十五年二月二十九日に決められましたので、農家の皆さんにお知らせいたします（農林課）

椎たけの種ごまをわけます

椎たけの伏込み期も近くなってまいりました。

農林課では、椎たけ栽培をやっている人や、これから始めようと、する人達にたいして〃種ごま〃をあつせんすることになっていますので、御希望の方は御遠慮なく、同課あて申込んでいただけば結構です。

なお、この種ごまは森林組合が分けています。一個当り六十五銭です。（農林課）

＝寄託＝

市内水田住宅三区の山本平七さんは、このほど亡くなられた妻マサさんの忌明けに際して社会福祉事業費として二千円寄託されました。（福祉事務所）

選挙法がうまれてから七十年

市選管でも記念巡回映画を実施

わが国の選挙制度は、明治二十二年二月十一日に旧憲法と同時に公布された衆議院議員選挙法がその源となっております。

当時の選挙権の要件を見ますと、第一に男子で満二十五才以上の者、第二に同一府県に本籍を定め一年以上居住している者、第三に直接国税を五円以上納める者とした厳しい制限付で制限選挙制を採用していたわけです。

その後明治三十三年に、納税要件が十円以上と引下げられ幾分選挙権の拡張をみましたが、半面においては治安警察法が発布されて、婦人の政治に関与することを厳しく禁じました。

このころになると、国民の政治的発言を求める声が大いに高まり、普通選挙期成同盟会を設けるなど制限選挙制を廃止して、普通選挙制実現の運動が盛んとなり度々議会へも普選案が提出されて選挙権の大幅拡張が企てられましたが、時には暗から暗に葬られ、時には否決されて沙汰やみとなるなど普選実現の前途は暗いものがありました。

このようなことからこの運動は一時停滞しましたがこの間に大正八年納税要件が三円以上と選挙権が拡張されました。

しかし第一次世界大戦を契機として民主々義思想の急速な普及により、再び普選運動が沸発となり、学生による普選促進一大示威運動が試みられるなど、全国的に組織的な国民運動が高まりました。

一方既成の政党においてもこれに刺戟されてこの頃から統一的に普選の要求を支持しはじめ、大正十四年二月時の加藤高明内閣により待望の普選案が第五十議会に提出され、同年三月三十日ようやく成立し、納税要件を除いて満二十五才以上の男子はみな選挙権が与えられ待望の普通選挙制が実施されることになり、一応の国民の願いが達成されました。

普選運動が始まって普選案を初めて衆議院に提出して以来実に二十三年の長い年月がかかったわけです。

しかしこれで国民の願いが全部かなえられたのではありませんでした。

婦人参政権という大きな課題が残されていたわけです

この婦人参政権獲得運動は明治初年先覚者たちにより提唱され、以来その獲得運動が行われたのでありますが実現せず、明治以来八十年にわたる婦人の悲願は皮肉にも敗戦によりようやく達成され、昭和二十年十二月幣原内閣が第八十九議会に選挙法政正案を提出両院を通過して実現したものです。

現在のわが国の選挙制度は民主々義の理念と結びついた近代的な制度で選挙本等、投票自由、選挙公平の三原則からなり、選挙権も次のようになっております

国会議員の選挙権　日本国民で満二十才以上の者

地方公共団体の議会議員及び長の選挙権　年令満二十才以上の日本国民で、三カ月以上引続き市町村の区域内に住所を有する者

今年は明治二十二年二月十一日に衆議院議員選挙法が公布されてから七十年をむかえることになりました。

この意義深い年にあたりこれを記念するため、全国的に各種の選挙制度七十周年記念行事を十一月五日から十五日間強力に実施し民主政治確立のため国民の選挙に対する自覚を高めることになりました。

しかしながら今日までの七十年間の選挙制度の歩みは、必らずしも健全に成長したものではありませんでした。

長い年月にわたり幾多の障害に苦しめられ、風雪にたえるなど先人のなみなみならぬ努力によって今日の制度が実現したわけです。

私たちはこのような苦節のくり返しで達成された選挙制度について、この機会にその歴史をふり返り、意義を認識するとともに、さらに大きく踏み出して選挙から政治を通じて本当に美しい実を結んだ民主々義を私たちのものにするため、おたがいが正しい良識を培い政治意識の向上を計るようこの意義深い年を契機として努力したいものです。

このため大村市選挙管理委員会では選挙制度七十周年を記念するため左記のとおり選挙啓発巡回映画を実施いたしますので、多数ご来場されるようお知らせします。

△十一月十四日（土曜）
諏訪公民館午後一時
△十一月十五日（日曜）
中央公民館午後六時半
△十一月十六日（日曜）
松原小学校午後六時半

題名　郡会と空とほか四編

基本選挙人名簿の縦覧中

十一月十九日まで基本選挙人名簿を一般に公開しておりますのでこの際一度名簿登録の有無を確かめましょう。

（市選挙管理委員会）

ちょくたけ

大村市内ではないが、ある金物屋の店頭に〃馬穴の大売出し〃という立看板があった。もちろんバケツと読ませようというのにちがいないが漢字の字画と象表文字の連想で馬のおシリから水をイダダクような気がして汚ならしい感じをうけたーといっていた人がある。

○…やはり、小学生にでもわかるように〃バケツの大売出し〃と書いたほうが、どんなによいかもしれない。

おそらくこの店の主人は漢字万能時代の教育を身につけて、帳簿も大福帳式でやっているのではなかろうか、ということまで考えられる。

○…〃馬穴〃と〃バケツ〃では時代感覚も違うし、それによって売上げも変ってくるのではなかろうか。

○…感覚ーセンスといえばこういう話を思いだす。

それは、ある店のネオン看板に〃センスの店〃というのがあった、というのである。夜のことだから、店の様子は遠くからはわからない〃感覚の店〃というのでシャレたものばかりをあめているのではなかろうか？と思ってのぞいてみたところが、なんと〃扇子の店〃であった、という話である。これは、センスがあったのか、なかったのか、というわけで、トンチ問答なりそうだが。

○…〃使い方〃は文字ばかりでなく、いろいろな面で、時代思潮を取入れたセンスを活かさねばならないことが、大切であることを痛感するものである。

伊勢灣台風の被災者へ

浄財39万6千余円集る

伊勢湾台風で被害をうけた人達を救おうと、全国各地では救いの手をのべています。大村市でも、いち早く、この窮状を身をもって体験しているだけに、市内婦人会、青年団をはじめ各種団体が、この運動に参加しています。団体でも、個人でも結構ですから〝温い手〟をさしのべ、一日も早く、物心ともに立上っていただくよう、心からお祈りしたいと思います。

福祉事務所で取扱った救援金品はつぎとおりです。

なお、この運動に協力していただいた人達はつぎのとおりです。(敬称略)(福祉事務所)

△五〇〇円岩松李太郎
△三、八〇〇円子供の家一同
△四、五〇〇円大村地区鮮魚組合
△五〇〇円渋江武
△一、二一四円鈴田青年団
△五〇〇円匿名
△九〇〇円小佐古町内
△九、五〇〇円国立大村病院看護婦一同
△一七、九二〇円片町第二町内
△五、七三〇円本町第二町内
△二、〇〇〇円荒平町内
△一、〇〇〇円雄ケ原婦人会
△二〇、二〇〇円大村市消防団体
△一、〇〇〇円中央青果
△一、〇〇〇円合同タクシー従業員一同
△一、〇〇〇円徳泉川内町内
△一〇〇円寺山免郎
△三、〇〇〇円須田ノ木婦人会
△一〇、〇〇〇円本町二丁目
△一、七九〇円伊勢町一班
△一、三七〇円伊勢町二丁目
△一、〇〇〇円古賀島土中山婦人会
△一四、四〇〇円水主町町内
△六、二二五円国立大村病院職員一同
△二、三四〇円大村市事務局職員組合
△二、〇〇〇円杭出津三区婦人会
△三一、五六二円大村市連合婦人会
△一四、九七〇円竹松駐とん部隊
△二、三九〇円水道従業員労働組合
△一、五〇〇円柴田町内
△三、〇〇〇円市議会議員一同
△一、五六〇円横山頭町内
△三、〇〇〇円後木場上下町内
△一、五五五円外浦小路町内
△八、四五〇円本小路町内
△四、一四〇円水田一区町内
△一、五〇〇円草場隣保班
△三、二五〇円赤佐古町内
△五、〇〇〇円長店婦人会
△二三〇円貸島町内
△四、五三〇円市連合青年協議会
△五、八〇〇円片町第一町内
△二、二七〇円小姓小路日向平町内
△一、〇九〇円向陽町内
△一、五五〇円大佐古町内
△一六、三四五円福重出張所管内
△三、九五〇円前舟津町内
△五、〇〇〇円古町町内(運動会)
△四、一二〇円下久原町内
△九八〇 岩舟町内
△一、〇〇〇円向木場町内
△六、三一〇円上小路町内
△一〇、〇〇〇円本町第一(上一丁目)
△七、六九〇円桜馬場第一町内
△三、八九〇円武部町内
△一〇、六二〇円上久原町内
△七、八六五円古町町内
△二三、五四六円萱瀬出張所管内
△二、二六五円大多武町内
△五、四三〇円三城第一町内
△四、九八五円三浦出張所管内
△五九、六六一円竹松出張所管内
△二〇〇円池の坊班
△八五〇円上波戸町
△累計三九六、〇七八円(十一月四日現在)衣料品三九梱

待望のバスが通ります

大多武部落は大喜び

県営バス大村営業所では、十一月十一日から駅前バス営所〜大多武間にバスの往復八運行を実施することになり大多武をはじめ、その間の部落の人達の御利用を呼びかけています。

時刻表並びに途中停留所はつぎのとおりです。

△駅前営業所発〇七、〇〇
〃 一〇、〇〇
〃 一三、〇〇
〃 一七、〇〇
△大多武発 〇七、四〇
〃 一〇、四〇
〃 一三、四〇
〃 一七、四〇

主な停留所は△岩舟下、岩舟、上小路、須田ノ木、後木場、清水川、三ツ石、鳥帽子公民館前、開拓神社、横山頭入口、大多武(終点)となっています。(商工水産課)

有難うございました

江口陸自隊員さんにお礼状

さる六月、市立敬老院に寝イスを贈った美挙の主を探していましたが、このほど陸上自衛隊第十六普通科連隊第一大隊六中隊陸士長江口隆幸(二四)さんであることが、判りました。

市では早速、江口さんあてお礼状を差上げ、美しい行為に感謝いたしました。(福祉事務所)

測量技術の講習

農林課耕地係では測量技術の講習を実施していますので出来れば一部落を単位としてこの係に申出ていただけば係員が出向いて講習いたします。

目的は、土地改良事業計画が各地で考えられ、農業経営の合理化が合言葉となっているとき、皆さんが、この技術を身につけていると非常に便利だ、ということであり、こぞって、この講習を受けられるよう希んでいます。

なお、この講習に必要なテキストは実費(二十円)でおわけしています。(農林課)

映画技術者危険物取扱者は講習を受けて

映画技術者及び危険物取扱主任者の免状を持っておられる方は昭和三十六年三月三十一日までの間に県知事の指定する講習を受けなければなりません。

この講習を受けないと今まで持っておられる免状が無効となります。このような技術者は危険物取扱者となっているもので市消防本部では、この人達の名前を台帳に記入することになっていますので、御面倒ではありますが、未届けの方はお申出でください。

なお、陸海自衛官の方は含まれません。(消防本部)

国保説明会

問 保険税は従来の保険料とどのように違いますか。

答 異る点だけを述べますと

①課税方法が異ること。

②基礎控除が保険料で五万円であったものが、保険税では九万円となったこと。

③所得割が保険料の場合、一級から六十級までに格付けして六十級以上は頭打ちであったものが保険税では一率の税率で最高年額五万円となったこと。

④保険の方法が料の場合は賦課徴収地方自治法の規定に保険税は地方税法の規定による、ことなどです。

問 世帯主が国保の被保険者でなく、その世帯の中に国保の被保険者がいる場合の保険税が保険料より相当高くなってきていますが。

答 国民健康保険税の負担の考え方は、応能と応益との二つの面から割出すことになっています。

ところが、保険料であった場合は一人月十五円、一世帯月六十五円計八十円だけ、すなわち、応益部分だけが賦課されていましたが、保険税の場合は、応能部分も考えなければなりませんので、世帯主の課税総所得金額を対象にすることになります。

この場合には、条例の規定により普通世帯の場合より減額する方法をとっておりますので、他の普通世帯よりは負担は軽くなっておりますが、この応能部分をも加味しているので高くなっているのです。

問 所得割額の割合が増えたのか。

答 昭和三十三年度の決算をみてみると、応能の所得割額の割合は五一・五%で昭和三十四年度の見込みでは五〇%としており増えてはいません

問 職域健康保険は本人は全額無料であるが、国保では五割の給付にもかかわらず社会保険料に比べ高すぎるようであるが。

答 個人的にみた場合には、高い人もあると思いますが、総体的には年三九〇〇円程度で高いとはいえないと思います。また、社会保険では、本人負担の保険料と同額の事業主負担額があることを御承知願います。

問 受診率の低い地方は、保険税を軽減する方法はないか

答 御意見もっともと思いますが、それでは受診率の低い地方をどの様に定するかまたどの様な率で軽減するかと重大な問題があるので、相当研究する必要があり、その軽減した税額をどの様な方面に増額するかという問題があります。これより、例えば医療施設に恵まれない地域には保健施設としての保健婦の派遣ということを研究中でありますので、このような面でカバーしたいと考えております。

問 賦課期日(毎年四月一日)後の被保険者の移動と保険税の増減との関係について

答 従来の保険料の場合、一世帯の中で被保険者が増えたり減ったりした時は、三カ月毎に月十五円を増減していましたが保険税の場合、年税額として決定されているので一般市税と同様増減があっても保険税は増減しないこととなったわけであります。

15日・青年会議所認承証伝達式

ソフトや野球大会なども

大村青年会議所では、さる十月五日正式に日本青年会議所に加入することが認められましたので、十一月十五日その認承証伝達式を県内外の会議所会員や関係者約二百名が参加して盛大に行ないます。

当日は午後一時から中央公民館で認承証伝達式を、二時から五時までは市営球場で観迎野球大会、ソフトボール大会が、また市内観光などの催しが行なわれることになっています。(大村青年会議所)

米屋さんをかえたい人は届けてください

いままで登録している米屋さんを変えたい人、および生産者で米屋さんに登録している人は、つぎの通り変更申請書を提出して下さい。

△変更期間十一月十九、二十日の二日間

△変更希望者は印鑑及び主食通帳を持参して下さい。

△買掛金のある人は変更出来ません。

△代理登録はできません。

△変更申請書は市民課(出張所地区は出張所)にあります

△登録変更手続きは市民課(または出張所)で行います。(市民課)

〃年賀はがき〃14日から売出す

郵政省では〃お年玉村年賀はがき〃を十一月十四日から全国一斉に売り出すことになりました。

大村郵便局で売出すはがきの予定量は、昨年と大体同様で四十一万六千枚(四円、五円を含む)で、昨年は予定日より早く売切れ皆さんに御迷惑をおかけした、と局ではいっていますので、今年は早目に買上げられるようにと呼びかけています。

また、全国的に大量発売された年賀はがきの取扱いについては、各郵便局とも混雑するので宛名をはっきり書いて頂き、誤った字や、ぬけた字がないよう、とくに注意して頂くようにいっています。(大村郵便局)

求人案内

△紡績工 彦根市彦根工場 女五人 十九才まで 月収六千円以上 選考日十一月十二日

△同 一宮工場 女十人 二十才まで 月収六千円以上 選考日十一月十八日

△タイル工 春田製〇所 女十人 二十二才まで 月収六千円以上

△炊事婦 布施市マスター美容院 女二人 二十五才〜四十五才まで 月収五千円(未亡人に限る)

△機械工 刈谷市日進工業所 男二人 十七才〜二十五才まで 日給二百三十円三百円

△機械工 同中西製作所 男五人 二十才まで 日給二百円以上

△機械工 同矢田鉄工所 男五人 二十才まで 日給二百円以上

米の配給量が変りました

米の配給は、日数で行われていましたが十一月より、キロ建により次の割で配給されることになりました。

一人当り一カ月の配給量は、内地米六キロ、準内地米二キロ、その他特配用糯米一キロ妊婦加配米一キロ、在宅結核患者加配米一、五キロ、なお外米は登録している米屋で自由に買うことが出来ます。(市民課)

玖島稲荷の秋季大祭

玖島稲荷神社の秋季祭典は十一月十五日に行われることになっていましたが、都合により、二十日午前十一時から執行することになりましたので御知らせいたします。

なお、この日午前九時三十分から社務所で奉賛会創立総会を開くことになっていますので多数御参詣いただくようお願いいたします。(大村神社)

農事メモ

水稲 稲はよく乾燥してから脱穀しよう。

架干しの稲は晴天一週間位で脱穀し三〜四日莚干しよく乾かしてからすりましょう。

特に二〜三段架けのものは乾燥にムラがありますので注意しましょう。

麦 麦の増産を図るにはまず適期にまくことが大切です麦まきの適期は種麦は十日から二十日までの十日間、小麦は十日から三十日までの二十日間位です。だからこの時期におくれないように努めましょう。

小麦の発芽が悪いところはトビムシモドキの被害によるものが多いようです。こんなところは次の方法で防除しましょう。

(1) 種子の早まきや芽出播をやること。

(2) 種子に薬剤をまぶしてまくこと。

乾燥麦一升当りDDT五%粉剤、アルドリン粉剤、ヘプタクロール粉剤を十対の割合にまぶしてまくと薬害の心配もなく極めて有効です。

そさい 早出しそさい類の温床育苗用の床土は温いうちに十分腐熟させ良く切返して品質の良いものを作ることが大切です。健苗育成には床土の消毒が是非必要です。クロールピクリン等で消毒を行いましょう。

柑橘 早生種で追肥のおくれている園では急いで施しましょう。改穂後追肥では樹勢の回復は期待出来ません。

家畜の力が病気に負えましょう
農業共済組合